

## 「The Boundary」 シェアオフィス利用規約

株式会社エガオ（以下、「運営主」といいます。）が運営・管理する、別紙に定めるシェアオフィス「The Boundary」及びそれに付随する設備・備品（以下、これらをまとめて「本件施設」といいます。）のご利用にあたり、下記の通り利用規約を定めます。

### 第1条（利用規約の適用）

本利用規約は、運営主に対し本件施設のシェアオフィスとしての利用を、運営主指定の手続きにより申込み、かつ運営主が必要な審査を行い、これを承諾した方（以下「利用者」といいます。）に対して適用されます。

2 運営主及び利用者は、本利用規約によっては利用者に借地借家法に基づく借家権が付与されるものではないことを相互に確認します。

3 利用者は、本利用規約のすべての記載事項について同意した上で、運営主に対し、本件施設の利用を申込みます。

### 第2条（利用申込み、本人確認等）

本件施設の利用を希望する方（以下「入会希望者」といいます。）は、本利用規約に同意のうえ、所定の利用申込書に必要事項の記入／押印を行い、以下の提出書類とともに運営主に提出することにより、本件施設利用の申込みをします。運営主は、当該申込みを受諾後、所定の審査を行ったうえ、入会希望者に、当該申込みに対する承諾または非承諾の通知をします。

#### (1) 法人として申込みをする場合

- 商業登記簿謄本
- 本件施設を実際に利用する個人の身分証明書（運転免許証、国民健康保険被保険者証、パスポート等）の写し
- その他、運営主から別途提出の指示がある書類

#### (2) 個人または個人事業主として申込みをする場合

- 本件施設を実際に利用する個人の身分証明書（運転免許証、国民健康保険被保険者証、パスポート等）の写し

- ・その他、運営主から別途提出の指示がある書類

2 運営主は、前項に基づく申込みに対し、利用契約を承諾するかの審査を行います。運営主は、その自由な裁量により利用申し込みを承認し、または承認しないことができます。なお、承認しない場合、その理由は開示しません。

3 入会希望者は、申込みの際、現在携わっている事業及び将来携わろうとしている事業の内容を運営主に開示します。

4 入会希望者が前各項の定めに従わない場合、または前項の定めにより開示された事業の内容が本件施設に相応しくないと運営主が認めた場合、運営主は本件施設の入会希望者からの申込みを拒むことができます。

5 利用者は、住所、氏名、商号、代表者、事業目的その他商業登記事項または身分上の事項に重要な変更があったときは、運営主に対し書面をもって遅滞なく通知します。

### 第3条（施設の利用）

利用者は、本利用規約に従い、次の本件施設の利用をすることができます。

名称 「The Boundary」

所在 〒249-0006 神奈川県逗子市逗子7-1-51 3F

2 本件施設のご利用可能日時は、下記のとおりです。

記

1日24時間 1年365日

3 本条前項の定めにかかわらず、利用施設は、工事、清掃その他の事由により、営業時間を変更する場合や、営業を休止する場合があります。その場合、電子メール、本件施設専用Webサイトなどにより原則として事前に告知します。但し、緊急時等やむを得ない場合はこの限りではありません。

4 本件施設の利用は先着順とし、満席で利用できない場合があります。

5 本利用規約の有効期間中、利用者は、本人もしくは事前に申請を行い運営主の許諾を得た従業員・スタッフ・家族等1名に限り、本件施設を利用する権利を有します。ただし、2名での座席の同時利用はできません。

6 利用者は、原則、第2条第2項に基づき運営主に開示した事業を行う目的に限り本件施設を利用するものとし、それ以外の目的での利用は、運営主の事前承諾がない限りできません。

7 利用者は、利用する本件施設の区画・設備の変更について、運営主の指示に従います。

8 運営主または運営主の指定する者が、本件施設の運営管理のため、本件施設に立入り、これを点検することがあり、また、必要と判断した場合は利用者に対して適宜の措置を求める場合があることを、利用者は了解します。

9 利用者は本件施設内に私物を放置せず、その管理を自己の責任において行います。私物の紛失、盗難、破損、汚損等の損害が生じた場合、運営主は、運営主に故意重過失がある場合以外、何らの責任も負いません。

10 全館停電や警備上の理由、または本件施設に関するその他の事由により、予告なく営業時間が変更もしくは営業中止となる場合がある事を、利用者は了承します。

11 本件施設の利用区画、利用代金及びその他の事項については、本件施設専用Webサイトに定めるとおりとします。

12 その他、利用に関しては運営主が別途定めるマニュアル等の内容に従います。

#### 第4条（住所の利用）

利用者は、本件施設を以下の条件で利用することができます。

(1) 名刺・WEBサイト等に記載する住所として利用する場合は、利用者は、本件施設専用Webサイト記載の「固定席」または、オプションサービス「法人登記・住所利用（以下、「法人登記・住所利用サービス」といいます。）」の利用を別途運営主に申込み承諾された場合のみ利用を可能とします。

(2) 法人登記として住所を利用する場合は、利用者は、「法人登記・住所利用サービス」の利用を運営主に申込み承諾された場合のみ利用を可能とします。

2 前項の定めにより「法人登記・住所利用サービス」の利用を運営主に承諾された場合、利用者はメールボックス付きパーソナルロッカーの利用が可能となり、利用者宛の郵便物は運営主によって指定の場所に投函されます。ただし、「法人登記・住所利用サービス」を利用していない場合の郵便物は、運営主が指定の座席に置くことを利用者は了承します。この場合、運営主は郵便物の紛失等には一切の責任を負いません。

3 利用者宛の郵便や宅配物に関して、運営主が代理受領したり本件オフィス内で一時保管したりすることは、運営主の義務ではありません。仮に運営主が保管する場合であっても保管中の郵便や宅配物の紛失等には一切の責任を負いません。

4 以下の項目のいずれか一つに該当する郵便・宅配物に対し運営主は不在票等を受領するものとし、現物の受領はしません。

- (1) 書留
- (2) 本人限定受取郵便
- (3) 生もの、生き物など
- (4) 保管に際し冷凍・冷蔵指定のあるもの
- (5) 着払いによる郵便・宅配物等

#### 第5条（駐車場・駐輪場）

利用者や来訪者用の駐車場及び駐輪場はありません。利用者自らの責任と費用負担にて、各施設近隣のコインパーキングをご利用ください。

#### 第6条（利用規約、利用料変更）

運営主は、必要に応じて本利用規約ならびに利用料は運営主の裁量により、変更される場合があります。この変更は、運営主が適切と考える方法で告知をし、告知をした時点で効力を生じます。

#### 第7条（利用環境の整備）

利用者は、本件施設を利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器を、自己の費用と責任において準備し、本サイトが利用可能な状態を構築します。また、自己の費用と責任で、任意の電気通信サービスを経由して本サイトに接続します。

#### 第8条（利用料金、入会金等）

利用者は運営主に対し、本件施設専用Webサイトの記載にて定める利用代金を、毎月支払います。その支払い方法は、運営主が指定する支払いサービスを通じてします。支払い時に発生する手数料は利用者が負担します。

2 利用代金は前払いとし、支払いは毎月25日までにします。25日が土日祝日の場合はその前日までを期日とします。

3 利用者は、本条第1項に定める利用料金とは別に、別途入会金を支払います。その

支払方法と支払期限は、運営主が別途定めて利用者へ通知します。当該入会金は初期入会手数料として、運営主に生じる費用であり、預託金の性質はなく、利用者の退会時に返金、清算等を行いません。

4 本件施設専用Webサイトの記載オプションサービス、印刷を利用する場合は、利用者は運営主に対し、利用料金及び入会金に加えて、別途費用を支払います。

5 利用者は、消費税法等の改正により、消費税等の税率が変更された場合、変更後の税率で計算された消費税等を支払うことをあらかじめ承諾します。

#### 第9条（利用期間、解約）

本件施設の利用期間は、利用者からの利用料金のお支払いがあったことを条件として、運営主と利用者が、本件施設の利用申込みと承諾の手続きにおいて合意に達した日より開始します。また、第10条で定める契約解除がない場合は、開始日を含む月の翌月から1ヶ月間をもって終了します。ただし、当該期間の終了までに運営主または利用者から相手方に対する解約の通知がなく、利用者から翌月分以降にかかる利用料金のお支払いがあった場合は、翌月1日より末日までの1ヶ月間更新され、以降も同様とします。

2 前項における解約の通知は、契約満了日の属する月の前月末日までに、契約を更新しない旨の意思表示を書面にて、運営主に通知しなければなりません。

3 1ヶ月前の予告をもって、解約の申し入れをしたときは、その期限の到来により、本契約は解約されます。この場合の契約期限は、解約の申し入れ日から1ヶ月後の月末となります。

4 解約後、1ヶ月の期間が過ぎても、私物の引き取りがない場合は、利用者は、その所有権を放棄したものと見做し、運営主の判断により、利用者負担で私物を撤去処分いたします。なお撤去処分費用は後日利用者に請求します。

#### 第10条（ご利用の制限、契約解除）

利用者が、以下の項目のいずれか一つに該当する場合もしくは次項に記載の禁止行為を行った場合、運営主は利用者に対し、事前の通知もしくは催告を要することなく、利用の停止または利用契約を解除することができます。これにより利用者がこうむった損害については、運営主は一切責任を負いません。

- (1) 本利用規約に違反し、運営主がかかる違反の是正を催告した後、合理的な期間内には是正されない場合。
- (2) 利用料の支払いが2ヶ月なされなかった場合。
- (3) 利用申込書における利用者の記載事項が事実と異なる場合。
- (4) 利用者以外の第三者に本件施設へ入室または利用させた場合。
- (5) 本件施設の利用権の譲渡・転貸をした場合。
- (6) 本件施設を損傷・汚損した場合。
- (7) 関係官公庁より利用の中止命令が出た場合。
- (8) 破産、会社整理開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があったとき、または信用状態に重大な不安が生じた場合。
- (9) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合。
- (10) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をした場合。
- (11) 詐術、粗野な振舞い、合理的範囲を超える負担の要求、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどした場合。

2 前項に記載する場合の他、以下の行為を禁止します。

- (1) 本件施設に落書き・いたずら等をする行為。
- (2) 自動車、二輪車等の使用又は駐車、駐輪に際して、近隣住民に迷惑をかける行為。
- (3) 運営主に承諾を得ていない販売、寄付、勧誘行為。
- (4) 危険物（火薬、油脂、毒性ガス、ガスボンベ等）を持ち込む行為。
- (5) 運営主の承諾を得ずに火気を使用する行為。
- (6) 電気・水道・インターネット通信回線を過剰に使用する行為。
- (7) 本件施設内ならびに施設周辺の禁煙エリアでの喫煙行為。
- (8) 騒音、大音響または臭気を発する行為。
- (9) 運営主が本件施設に保管している備品・商品が無断で持ち出す行為。
- (10) 本件施設内にて宿泊、居住（第三者を宿泊・居住させることを含む）する行為。
- (11) 本件施設の共用スペース部分を専用使用する行為。
- (12) 他の利用者・顧客に配慮のない行為。
- (13) 本件施設内に動物を持ち込む又は本件施設内で飼育をする行為。

3 利用者が本条第1項に定める項目に該当する場合により、または第2項に定める行

為により、運営主が損害を被った場合、利用者は損害の賠償をします。

#### 第11条（本件施設の利用にあたっての責務）

利用者は、本件施設の利用にあたっては、善良なる管理者の注意をもって、防災などに万全を期す義務を負います。また、本件施設ご利用の際に持ち込まれた備品・商品等は、利用者が責任を持って管理する義務を負います。

2 他の利用者及び運営主に対する迷惑行為は禁止します。苦情等が出た場合、またそのおそれがある場合は、即時、本件施設のご利用を中止する場合があります。

3 本件施設の利用に際し、利用者及び当該利用者が本件施設に持ち込まれた備品・商品等に起因する、運営主、顧客、取引先等に対する損害については、全て当該利用者が賠償します。

4 本件施設は、原状復帰することを条件として貸し出します。本件施設利用終了後は、後片付け・清掃も含め、利用前の状態で返却します。

5 本件施設利用の際に出る廃棄物の処分方法に関しては、運営主と利用者が別途協議して決定します。特殊な廃棄物を運営主側で処分する場合は、当該処分にかかる費用は利用者の負担とします。

6 本件施設の利用において、本件施設にない必要備品については、利用者側で手配します。

7 本件施設を損傷、汚損等した場合の修理費・復旧費は、運営主の算定するところに従って、修理・復旧に要する直接・間接費用の一切は、利用者が負担します。

#### 第12条（施設・サービスの中断）

本件施設は、下記の事由の一が生じた場合には、オフィス利用サービスの一部又は全部を変更・中断・終了することができるものとします。これにより利用者に対して発生した損害については、運営主は一切責を負いません。

- (1) 本件施設及びオフィス利用サービスの機器設備等に関わるメンテナンスや修理を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 天災等の不可抗力により本件施設の利用及びオフィス利用サービスの提供が困難な場合

- (3) 当社が本件施設の利用権（例：賃貸借契約に基づく賃借権）を失った場合もしくは失うことが明らかとなった場合、火災、停電、その他の不慮の事故又は戦争、紛争、動乱、暴動、労働争議等によりオフィス利用サービスの提供が困難な場合
- (4) 運営主が合理的と判断する事由により本件施設及びオフィス利用サービスの提供を中断する場合
- (5) 法令又はこれらに基づく措置により本施設及びオフィス利用サービスの運営が不能となった場合
- (6) その他前各号に準じ当社が必要と判断した場合

2 運営主は、前項に定める変更・中断等を行う場合、事前に運営主が適当と判断する方法で利用者に通知します。ただし、緊急の場合は利用者への通知を行わずに、運営主の裁量で変更・中断することができます。

3 運営主は、第1項に基づき終了を行う場合、事前に運営主が適当と判断する方法で終了予定日の2か月前までに利用者に通知します。

#### 第13条（善管注意義務）

利用者は、本利用規約に従い、他の利用者および第三者に迷惑となる行為をせず、本件施設を善良なる利用者の注意をもって利用します。

また、利用者は、来客等に本件施設を利用させる場合、来客に本規約を遵守させなければなりません。

#### 第14条（秘密保持）

利用者は、本件施設が他の利用者との共用のスペースであることに鑑み、本件施設の利用に際して知り得た運営主の営業上または技術上の秘密情報（顧客情報、運営上のノウハウ、マニュアル等の知的財産を含む）及び、他利用者の業務上の情報、秘密、その他の一切の事項につき、第三者に漏洩または開示してはならず、本件施設の利用以外の活動に利用することはできません。

2 本条第1項の規定は、本契約が終了後も、効力を有します。

3 利用者は、本条第1項の定めを反し、運営主または他の利用者または利用者等に損害を及ぼしたときは、その損害の全額を賠償する義務を負います。

4 本条第1項の規定にかかわらず、以下に該当することを証明することのできる情報に



については、秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時点ですでに公知の情報、またはその後利用者等の責によらずして公知となった情報。
- (2) 利用者等が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。
- (3) 開示の時点ですでに利用者等が保有している情報。
- (4) 利用者等が、開示された情報によらずして独自に開発した情報。
- (5) 運営主が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報。

#### 第15条（個人情報の保護、顧客情報）

運営主は、本件施設の利用許諾を通じて知り得た利用者及び利用者の顧客・取引先の個人情報を取り扱うにあたり、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする個人情報保護に関する法令、及び運営主が別途定めるプライバシーポリシーに基づき、正確かつ安全に取り扱うものとします。

#### 第16条（セキュリティカメラ）

利用者は、セキュリティカメラに関する以下の事項について、あらかじめ承諾するものとします。

- (1) 本件施設内にセキュリティを目的としてカメラを設置していること。
- (2) セキュリティカメラで撮影された映像（以下、「撮影データ」という。）は一定期間、運営主の用意するサーバーに保存されること。
- (3) 運営主がこのセキュリティカメラにより監視、撮影、撮影データを保存、及び次項の目的に限定した撮影データの利用及び持ち出すこと。

2 運営主は本件施設の運営状況の確認、本規約の違反、盗難、火災等の有無、遺失物の確認および警察等の犯罪捜査に協力する目的で、撮影データを利用すること。

#### 第17条（権利義務の譲渡等の禁止）

運営主及び利用者は、相手方の書面による事前承諾なしに本利用規約に基づく本件施設の利用に対する一切の権利義務を、第三者に譲渡し、担保の目的に供し、または再委託することはできません。

## 第18条（免責）

運営主は、利用者の本件施設利用に伴う事故、盗難その他のトラブルや第三者に対する損害について、一切の責任を負いません。

2 天災地変、疫病、戦争・暴動・内乱、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、ストライキ等の争議行為、輸送機関の事故、その他当事者の責に帰し得ない事由による本利用規約に基づく債務の履行の遅滞または不能が生じた場合は、当該当事者はその責を負わないものとします。

3 インターネット回線は、機器、上位プロバイダー等の不具合によるトラブルによって損害が発生した場合、それについて運営主は一切の責任を負いません。

## 第19条（損害賠償）

運営主及び利用者は、本規約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して、損害賠償を請求することができます。

## 第20条（反社会的勢力の排除）

利用者は、運営主に対し、次の各号の事項を表明し保証する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当せず、将来にわたっても該当しないこと。
  - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、利用契約を締結するものでないこと。
- 2 前項のほか、利用者は、直接・間接を問わず次の各号に定める行為を行わないこと及び今後行う予定がないことを表明し、保証する。
- (1) 本件施設を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供する行為。
  - (2) 自ら又は第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞又は法的な責任を超えた不当な要求等の行為。
  - (3) 偽計又は威力を用いて運営主の業務を妨害、又は運営主の信用を毀損する行為。
  - (4) 反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本・資金の導入及び関係を構築する行為。
  - (5) 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為。
  - (6) 反社会的勢力が利用者の事業に関与する行為。

## 第21条（協議）

本規約の内容に疑義を生じた事項及び本規約に定めのない事項については、運営主および利用者は、民法その他の法令および取引の慣行に従い、信義と誠実をもって協議し、その解決にあたります。

## 第22条（業務委託）

運営主は、本件施設の運営業務を運営主が業務を委託する第三者に提供する場合があります。

## 第23条（合意管轄等）

本利用規約の準拠法は日本法とし、本利用規約に関する一切の紛争について訴訟の必要が生じた場合、運営主の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

運営主　：　株式会社エガオ

〒240-0113 神奈川県三浦郡葉山町長柄1642-613

### 【付則】

2021年06月30日 改定

2020年06月30日 制定